

東松山市文化芸術推進条例

令和3年3月24日

条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術施策（文化芸術に関する施策をいう。以下同じ。）に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民、文化芸術団体（文化芸術に関する活動を行う団体をいう。以下同じ。）及び事業者の役割を明らかにすることにより、文化芸術施策を総合的かつ計画的に推進し、もって心豊かな市民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化芸術施策の推進に当たっては、文化芸術活動（文化芸術に関する活動をいう。以下同じ。）を行う者（文化芸術団体を含む。）の自主性及び創造性を十分に尊重するものとする。

- 2 文化芸術施策の推進に当たっては、市民が等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう配慮するものとする。
- 3 文化芸術施策の推進に当たっては、地域の伝統的な文化芸術が市民の郷土への誇りと愛着を育むことを踏まえ、地域の伝統的な文化芸術を保護し、継承するとともに、その発展を図るものとする。
- 4 文化芸術施策の推進に当たっては、文化芸術に関する教育の重要性を踏まえ、次代を担う子どもたちの豊かな心と感性を育むことができるよう配慮するものとする。
- 5 文化芸術施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される多様な可能性を踏まえ、観光、産業、子育て、まちづくり、国際交流、福祉、教育その他の関連分野における施策と連携が図られるよう配慮するものとする。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、文化芸術施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、文化芸術の担い手として、自主的に文化芸術活動を行うとともに、その活動を相互に理解し、及び尊重し、交流を深めるよう努めるもの

とする。

(文化芸術団体の役割)

第5条 文化芸術団体は、自主的に文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、自主的に文化芸術活動を行うとともに、市民の文化芸術活動を支援する役割を果たすよう努めるものとする。

(文化芸術推進基本計画)

第7条 市は、文化芸術施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術推進基本計画を策定するものとする。

2 市は、文化芸術推進基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(審議会)

第8条 市における文化芸術施策の推進を図るため、文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第37条の規定により、東松山市文化芸術推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 文化芸術推進基本計画の策定、変更及び進行管理に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、文化芸術施策の推進に関すること。

3 審議会は、委員6人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 文化芸術団体を代表する者

(3) 事業者を代表する者

(4) 公募による市民

4 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

7 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(東松山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 東松山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和38年東松山市条例第5号)の一部を次のように改正する。
別表第1中79の項を80の項とし、40の項から78の項までを1項ずつ繰り下げ、39の項の次に次のように加える。

40	文化芸術推進審議会	会長	日額	7,000円
		委員		6,300円